



経理の窓 3月号

平成26年3月1日号

2月の関東地方の大雪、3月4月も南岸低気圧の影響で雪が降りやすいとの予報、よく晴れて日が差せば、冬とは違う暖かさに季節のめぐりを感じます。

今月の税務

法人 : 1月決算法人の確定申告と納付

個人 : 贈与税、所得税の確定申告と納付(17日まで)
消費税の確定申告と納付(31日まで)

法人の決算のチェックポイント

4月1日より消費税が増税になります。3月決算法人は、消費税率の変わり目にちょうど決算を迎えることとなります。記帳や決算の時に日頃気をつけているところを貸借対照表や損益計算書の勘定科目順に、まとめます。

□現金・預金

預金は、残高証明書や通帳で、残高を確認できますが、現金は、領収書と帳簿、手元現金が合致しない場合もあります。合致しない場合は、原因を調べて対応します。

□売掛金

取引先毎に、残高の確認をして、 \times 後売上の計上漏れがないか確認します。

□棚卸資産の取得価額

商品棚卸資産の取得価額は、他から購入したものについては、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用を加算することになっています。これらの費用が棚卸資産の購入の代価のおおむね3%以内の少額の場合は、棚卸資産の取得価額に算入しないことができます。

□貯蔵品の計上

ICカードのチャージは、費用ではないと、国税庁が発表していますので、期末近くのチャージで、利用履歴を調べて未使用の金額が大きくなる場合は、貯蔵品に計上するべきでしょう。郵便切手や収入印紙類、商品券も同様です。

□前払金・前払費用

前払費用に計上すべき、自動車のリサイクル費用(預託金)、借入金の保証料、割賦購入の手数料などが費用に含まれていないかを確認します。

□買掛金・未払金

相手先毎に、残高の確認と \times 後仕入の計上もれ、翌期の費用が含まれていないかを確認します。

借入金・未払金

借入残高証明書や返済予定表、ローンやリースの支払予定表で残高の確認をします。

資本金 期中の増資や減資について、確認をします。

売上高

×後売上の計上漏れはないか？ 現金売上の計上もれはないか？

集金をして、会社に入金を忘れた例が、ときどきあります。領収書の控えの確認もします。

仕入高

×後仕入の計上漏れはないか？ 翌期の仕入が含まれていないか？を確認します。

役員報酬・役員賞与

定期同額給与以外に、役員賞与を支給する場合に、事前確定届出給与に関する届出書の提出したかどうか？ 株主総会等の決議をした日から1ヶ月以内が提出期限となります。

交際費・会議費・福利厚生費

飲食代の勘定科目は、適正か？ 飲食の相手先や目的が、わかるようになっているか？

旅費交通費

同族会社の場合、個人的な帰省費用等を費用に含めていないか？ ICカードのチャージを交通費としている場合で、月に1万円単位の購入がたびたびある場合などは使用履歴の印字をして保存しておくことも大切です。

通信費・水道光熱費

NTTファイナンス(株)の領収書は、複数の契約がある場合請求書・明細で内容を確認します。通帳の口座振替の金額により記帳しているときは、4月からは、経過措置で5%の消費税のときがあるので、請求書での確認が必要となります。

消耗品費

取得費用が10万円以上のものは、固定資産に該当するかどうか確認します。

修繕費 資本的支出に含まれる修繕費があるかどうか確認します。

諸会費

消費税が課税になるものとならないものの区分けに注意します。

例会参加費の消費税は、対象外となることが多いようです。

支払手数料 割賦手数料や保証料は、消費税対象外となります。

□生命保険料の経理処理

保険証券や契約保険会社の税務のおしらせなどで、経理処理方法を確認します。
契約内容や保険金の受取人によって、全額損金になるもの、全額資産計上するもの、1/2を資産計上して、残り1/2は損金計上するもの、経過年数によって費用計上するものなどがあります。死亡保険金や生存保険金の受取人が被保険者本人やその遺族の場合の保険料は、その被保険者（役員または従業員）の給料となります。同族会社の役員は、定期同額給与も考慮する必要があります。

□地代家賃

家賃は、12ヶ月分（その年度の月数分）費用に計上しているか確認します。
前払家賃・未払家賃とするものがあるか？
更新料は、20万円を超える場合、資産計上しているか？
新規契約の場合は、敷金・保証金等は、資産計上したかについても確認をします。
1年分までの一括払いの前払家賃は、費用とすることができますが、一度行ったら毎期継続して年払（一括払い）で支払うこととなります。

□賃借料

リース契約等は、12ヶ月分（その年度の月数分）が計上されているか確認します。
期間が経過していない前払のリース料を費用にしていないか確認します。

□受取利息（雑収入）

役員貸付金や関連会社貸付金などへの利息の計上もれはないか確認します。

□固定資産の除却や売却

固定資産台帳と実際を照合して、固定資産の除却（廃棄）や売却資産の計上もれ、記載されていない資産はないかなど確認します。

こんなときは、いかがされますか？

□取引先が倒産して回収できないときは、損失処理をします。

貸倒損失処理をしますが、ルールがあります。税理士に相談するとよろしいでしょう。
倒産の証拠を揃えます。新聞の記事や裁判所の破産通知などがあれば保存します。ないときは、相手先の住所に郵便を送り、宛先不明として戻った郵便物は行方不明の証拠となります。相手方はいるけれど破産同様で、回収できない場合は、相手方に債権放棄の通知をして、損失処理するのも一つの方法です。

□取引先が倒産して支払ができないときは、

取引先が裁判所に破産申立をして、破産管財人から支払の請求があれば、管財人に支払をしなければなりません。商法上の債権（債務）の時効は、5年とされています。

□決算は黒字です。当期利益から過去の損失を控除できますか？

青色申告書を提出した事業年度の欠損金を繰越控除することができます。前期の法人税の申告書の別表1や別表7で、翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金の額を確認します。

青色申告事業年度の欠損金額の繰越期間は、

平成13年4月1日以後に開始した事業年度から平成20年4月1日前に終了した事業年度は、7年
平成20年4月1日以後に開始した事業年度からは、9年間です。

平成26年3月31日決算の法人は、平成19年3月31日に終了した事業年度の欠損金額から順次
損金算入ができることとなります。

150万円の当期利益で、欠損金が100万円の場合は、150万円から100万円を控除した50万円に
対して、法人税が課税されることとなります。

減価償却費計上前が黒字の場合は、減価償却の実施率を変更して、欠損金の繰越控除を行う
こともあります。

□従業員が休職して給料の支払額が、少ないために社会保険料を立て替えました。

復職できず退職して回収できません。

そのような時の会社の対応としては、退職金や給料等で、経費処理します。

□従業員の不正で、現金や商品を流用してその損失を回収できないことがわかりました。

事件にするかどうかもあると思いますが、退職金や給料等で、対応します。

□役員やその家族が会社のお金を流用したときは、

役員が経費の仮払を受けて、そのまま経費の精算をしないで相当な残高がある。

個人的に使ってしまった。などの理由で、帳簿上の現金残高が実際より多い場合の対応は、
役員賞与とするか貸付金とするか、どちらかになります。

貸付金とする場合は、金銭消費貸借契約書を作成します。

①貸付金として、利息をもらう。

②役員報酬のなかから毎月定額を返済する。

③在職中は、貸付金として、退職時に、退職金で精算する。

などの対応があります。



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>